

# 市有地売却応募要領

(常時公募 価格未設定)

- |          |   |
|----------|---|
| ○ 受付開始日  | 平成23年11月7日(月)から   |
| ○ 申し込み受付 | 八戸市内丸一丁目1-1<br>八戸市総務部管財課 (市庁本館 2階)<br>TEL 0178-43-2111内線171・175 |

《 八戸市総務部管財課 》

## 1. 売却物件一覧表

No.	土地の所在	地目	登記面積㎡	都市計画区域 (用途地域)	備考
1	白銀町字雷39番7	宅地	525.81	市街化区域 (第一種低層住居 専用地域)	
2	河原木字浜名谷地 76番237	宅地	5,789.07	市街化区域 (工業地域)	旧食肉処理場の建物が2 棟残っています。
3	八太郎六丁目76番240	宅地	7,213.12	市街化区域 (工業地域)	旧食肉処理場の工場・工 作物が残っています。 約538㎡の道路部分を含 んでいます。(測量後、 分筆)
4	白銀町字雷40番4	宅地	1,056.38	市街化区域 (第一種低層住居 専用地域)	昭和40年度建設の市営 住宅3棟が残っていま す。

## 2. 売却の方法

- ・上記の物件は、売却価格を設定しておりません。
- ・買受者決定後、測量・不動産鑑定を行い、売却価格を決定してから、売買契約を締結します。(契約まで数ヶ月を要します)

※現地説明会は行いませんので、必ず現地を確認の上、申し込みしてください。

## 3. 申し込み資格

個人又は法人が申し込み資格者となります。ただし、次に掲げる者は申し込みできません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ていない者
- ③ 市有地の売却において、落札者、当選人、買受人としての地位を失った日から2年を経過していない者

#### 4. 申し込みに必要な書類

- (1) 普通財産買受申込書 1 通
- (2) 印鑑証明書（申込日前 1 カ月以内に発行されたもの） 1 通
- (3) 身分を証する書類（申込日前 1 カ月以内に発行されたもの） 1 通
- ・ 個人の場合 本籍地の市町村長が発行した身分（身元）証明書（外国人の場合は、外国人登録済証明書）  
※ 落札した場合は、所有権移転登記のために住民票が必要となります。
  - ・ 法人の場合 法人登記事項証明書
- ※ 連名（共有）による申し込みの場合は、構成者全員分の印鑑証明書と身分を証する書類が必要です。
- ※ 売買契約や所有権移転登記は、参加申込書の記載名義で行います。

#### 5. 申し込みの受付

- (1) 受付開始 平成 23 年 11 月 7 日（月）から
- ※土・日曜日、祝日の受付は、いたしません。
  - ※すべての物件が売却になるまで受付は継続します。
  - 希望する物件の売却状況については、管財課に問い合わせください。
- (2) 申込方法等
- ① 普通財産買受申込書に必要な事項を記入、実印を押印の上、印鑑証明書と身分を証する書類を添えて下記に提出してください。
  - ② 持参する場合は、平日の午前 8 時 15 分から午後 5 時までに、お越してください。
  - ③ 郵送する場合は、必ず書留又は簡易書留で送付してください。書類に不備がある場合は、受付できません。

##### 【申込先】

〒031-8686

八戸市内丸一丁目 1-1 八戸市総務部管財課 (八戸市庁本館 2階)

TEL 0178-43-2111 内線 171 又は 175

#### 6. 買受人の決定方法

申し込みが 1 件の場合は、書類選考により買受人を決定し、文書で決定した旨を通知いたします。また、同日に複数の申し込みがあった場合には抽選を行い、買受者を決定します。

※抽選会を開催する場合は、別途連絡のうえ実施します。

※抽選会では、買受者のほかに補欠者（買受者が買受けを辞退した場合に、繰り上げ買受者となる方）を決定します。

## 7. 契約の締結、売買代金の納付等について

- (1) 買受者には、売却価格決定の日から15日以内に契約を締結していただきます。  
期限までに契約を締結されない場合は、権利を失うことになります。
- (2) 契約締結の際には、契約金額の全額、又は10%以上の金額を契約保証金として納付していただきます。全額納付以外の場合の残額は契約日から1カ月以内に納付していただきます。  
納付にあたっては、市が発行する納入通知書により指定金融機関に納付していただきます。
- (3) 買受者が契約を履行しない場合、契約保証金は返還いたしません。
- (4) 契約書に貼付する収入印紙は、買受者の負担となります。

## 8. 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納入があったときに所有権が移転し、同時に引き渡すものとします。
- (2) 土地の引渡しは、現況のままで行います。
- (3) 所有権移転登記の嘱託は、市が行います。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

## 9. 契約上の主な特約

- (1) 売買契約では、契約締結の日から5年過ぎるのまでの期間については、以下の事項に関することが禁止されます。
  - ・風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付けること。
- (2) 上記の特約に違反した場合には、売買代金の3割に当たる金額を違約金として、市に支払っていただきます。

## 10. その他

- (1) No.2、No.3、No.4の物件については、建築物等がありますが、現状のままで売却します。  
買受者が解体する場合の売却価格は、原則、解体費用を差し引いて算定します。
- (2) 申し込みは持参か郵送以外の方法（FAX、Eメール等）では受け付けません。
- (3) 郵送の場合の郵便トラブルによる損害等については、八戸市は一切責任を持ちません。